

消費者の立場から

天笠啓祐・日本消費者連盟共同代表

食の安全を守る観点から、審議が駆け足で進められていることに危惧を感じます。また、ゲノム編集技術応用食品は、未知の領域が多く、アレルギーや毒性など安全性に危惧があるため、安全性審査を厳密に行うことを求めます。

1、ゲノム編集技術についての食品衛生法での方向性を決定するため、調査会での審議が進められていますが、統合イノベーション戦略による指示が強く影響しているものと思われます。初めからパブコメ、最終決着までの予定が示されました。これは最初にスケジュールありき、という印象をぬぐえません。生命を操作し、食品としてそれをうみようということですから、慎重に審議すべきです。

2、食の安全問題で最も影響を受けるのは、消費者である一般市民です。市民がまだ、ゲノム編集技術についての理解がほとんどない段階で、このように結論を急ぐことは、食品の安全を守るという食品衛生法の精神に反すると思います。

3、厚労省が最初に示した案では、1 から数塩基を導入するだけのケースが一部空欄になっていました。環境省はカルタヘナ法に基づき規制の対象にしましたが、食品衛生法では規制の対象から外す方向で議論が進められています。法律の違いとは言え分かり難いのが現実です。その違いを明確にすべきです。

4、ゲノム編集に関して限定して議論を進めるとしながらも、欧州で規制の対象になった新植物育種技術の全体に影響が及ぶように触れています。例えば最終的に組み換え遺伝子が残らないケースは規制を行わないなどの問題が提起されていました。また、遺伝子組み換え技術では微生物に限って規制の対象から外したセルフクロニングとナチュラルオカレンスを、微生物にとどめず植物などに拡大する方向で議論が進められました。これは、ゲノム編集に限定するという、今回の審議の趣旨に反します。

5、オランダ・デルフト大学の研究チームや米コロンビア大学の研究チーム、英ウェルカム・サンガー研究所の研究チームなどにより、ゲノム編集技術を用いた動物実験などで、オフターゲットやモザイクなどの現象が起きており、それらが突然変異などと違い多くの個所で、しかも大規模に起きていることが報告されています。従来の突然変異を与える方法とゲノム編集で遺伝子を壊す方法での、オフターゲットやモザイクなどの違いが明確にされず、根拠を示すことがないまま、このような審議を進めていくことは、科学的根拠に欠けるといわざるを得ません。

6、新たな科学的知見として、CRISPR-Cas9 は、効率を上げようとする、がん抑制遺伝子の働きを妨げ、がんを促進することが指摘されています。このことはスウェーデン・カロリンスカ研究所やノバルティス社の研究者によって確認されています。このような科学的知見は、食の安全にもかかわる問題と考えますし、見解を明確にすべきです。

7、ゲノム編集技術にも、さまざまな方法が開発されており、中には DNA を切断しないケースもあります。今回の議論では、切断する技術で分類していますが、それでは不十分であり、さらに調査・研究が必要であり、まだ結論を出す時期ではありません。

8、さまざまな新品種育種技術が開発されており、食品衛生法が遺伝子組み換え技術を定義した際とは比べ物にならないほど多種多様な開発方法が登場してきています。これらを現在の法規制の枠内で規制することには限界があります。現在の食品衛生法での規定の見直しが必要です。そこから議論すべきではないでしょうか。

9、現在、DNA の操作ではなく、RNA 操作の種類が増えています。RNA の働きは DNA に比べてはるかに複雑です。これもまた、現在の食品衛生法での規定の見直しが必要です。

10、食品衛生法での考え方が、食品安全委員会での安全審査の対象となるかならないか、さらには食品表示の対象になるかどうか、決定的に影響します。食品表示は、消費者の知る権利、選ぶ権利を守るためにあるものです。安全審査が行われ、食品表示が行われるためにも、早急に結論を出すべきではありません。

11、食の安全は、消費者にとって大変重要なものです。安易に結論を出すことは、消費者を裏切るものです。もっと時間をかけて取り組むと同時に、議論の中に積極的に市民参加を果たすべきです。